

## くみあいニュース

山口大学教職員組合（2019年4月16日）

第198号（2018年度-第6号）／電話：083-933-5034・メール：fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp

## 「10連休」、喜んでばかりはいられない？ ～勤務時間で給与が決まる非常勤職員の皆さんは「減収」～

今年、新しい天皇の即位に伴って、例年より多くの日が休日となりますが、特に「ゴールデンウィーク」の期間が4月27日（土）から5月6日（月）まで「10連休」となることで、心身のリフレッシュ・家族サービス・海外旅行等のプランニングに気持ちを弾ませている方がいる一方で、非常勤職員の方からは「休みが増えても手放しでは喜べない」という声があがっています。

これは、山口大学の非常勤職員の場合、実際に勤務した時間数・日数にもとづいて翌月に給与が支払われるため、4月から5月にかけて例年になく長期休業となることで、結果として給与が減るという現象が起きることに起因しています。

こうした事態は政府等としても無視できず、「祝日法」改正の際に国会で「休日の増加が時給制や日給制によって雇用されている労働者の収入減少を招くことのないよう、各事業主等において適切な対応が取られること」との附帯決議を行っている他、厚生労働省からも同趣旨の見解等が出されています。

山口大学教職員組合はこの問題について4月12日（金）に、休日法による休日増によって非常勤職員に減収を生じさせないことを求める申し入れ書（2頁に掲載）を学長宛に提出しました。




無期労働契約転換申込書の提出はお済みですか？～組合のとりのくみにより、2018年3月末日在籍の非常勤職員の皆さんは、5年を超えた時点で申し込みによる無期雇用契約への転換が実現しています

## 年号表記の西暦への転換を学長宛に申し入れ(4/12) ～「国際化」のもと、和暦表記の西暦への転換は時代の流れ～

山口大学教職員組合は4月12日（金）に、学長宛に「年号表記の西暦への転換について（申し入れ）」との申し入れ書（3頁に掲載）を提出しました。

5月1日の「即位の日」を境に、元号が平成から令和となることが4月1日に公表されました。山口大学では国立大学法人となってからも、それまで同様、規則・「公文書」等では和暦のみを使用し続けていますが、ホームページ等では和暦・西暦が混在しています。社会の様々な場で、西暦と和暦が混在した状況がありますが、国際的にはいわゆる「元号」を使用している国は、日本の他にはほとんどなく（現在は北朝鮮、台湾等）、それぞれの教職員は何かにつけ、和暦と西暦の換算・変換で「頭を使う」ことを余儀なくされています。

そうした中、今回の新元号への移行でそうした「手間」がさらに増えることは必至であることから、今回、組合として「年号表記の西暦への転換、少なくとも西暦・和暦併記」を求めることにした次第です。

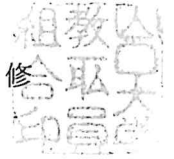
申し入れ書にも書いたとおり、このことは単に実用上の合理性を基準に判断すべきことでありましようから、大学としての「英断」が期待されます。



2019年4月12日

国立大学法人山口大学  
学長 岡 正朗 殿

山口大学教職員組合  
執行委員長 福田 修



即位日等休日法による休日増によって非常勤職員の  
賃金減収を生じさせないための対応に関する申し入れ

貴職におかれましては、平素、当組合へのご理解とご協力をいただいておりますこと、厚く御礼申し上げます。

さて、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」により、2019年において4月30日、5月1日、5月2日、10月22日が特例的に祝日法による休日となりますが、この場合において、時給制または日給制を採用している非常勤職員については、賃金が減収となる事態が生じると考えられます。もし、この事態を回避する特別の措置を行わなかった場合、同法成立にあたっての国会附帯決議及び政府当局の事業者向け要請（＜参考＞参照）の趣旨に反する事態となるだけでなく、有期・短時間雇用の労働者に対する労働条件の不合理な格差に該当する虞れもあります。

このため、上記4日間が休日となることにより本学に勤務する非常勤職員の賃金に減収を生じることがないように、特別手当の支給など適切な措置を講じることを求めます。

＜参考＞祝日特例法による非常勤職員の減収防止に関する政府、国会等の要請

【「本年4月27日から5月6日までの10連休に関してよくある御質問について」厚生労働省】

「天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するという即位日等休日法の趣旨や、国民の祝日の趣旨等にかんがみ、労使間の話し合いによって、国民の祝日・休日に労働者を休ませ、その場合に賃金の減収を生じないようにすることが望ましいことはいうまでもありません。」

【即位日等休日法 参議院附帯決議】

「5. (略) 休日の増加が時給制や日給制によって雇用されている労働者の収入減少を招くことのないよう、有給休暇の追加的付与や特別手当の支給など各事業主等において適切な対応がとられること。」

【「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」の円滑な施行に向けて（2019年3月5日付け 内閣府・厚労省連名による日本経団連など各種事業者団体向け通知）】

「この附帯決議の趣旨も踏まえ、業務の状況に応じ、加盟各企業の皆様の適切な御配慮（注）をお願いしたく、周知方御協力頂ければ幸甚でございます。

（注）配慮として想定される例 (略)

・国民の祝日、休日にできる限り労働者を休ませる。また、その場合に、有給休暇の追加的付与等により賃金の減収を生じないようにする。」

2019年（平成31年）4月12日

国立大学法人山口大学  
学 長 岡 正 朗 殿

山口大学教職員組合  
執行委員長 福田 修



### 年号表記の西暦への転換について（申入れ）

2019年4月1日、新たな「元号」が公表され、5月1日から「令和」に移行することが確定しました。「平成」から「令和」への移行を前に、これまで公文書等で和暦のみを使用していた地方自治体で、年号表記のあり方についての検討が進んでいることをご承知のことかと思えます。

そうした中、山口大学では「規則・公文書」等はすべて和暦表記とされ続けていますが、和暦のみ使用を義務付ける法的根拠は一切ないことからすれば、国際的な状況あるいは実用上の合理性を踏まえて、「代替わり」を機に西暦表記、少なくとも西暦・和暦併用方式への変更を行っては如何かと思えます。

山口県は「国際化の進展」などを理由として1997年以来、元号・西暦併記方式としていますが、すでに、西暦のみ表記との方向を打ち出しています。中国地方の自治体でも現在和暦のみ使用の自治体で再検討が進んでいます。また、警視庁が3月15日からは運転免許証の有効期限を西暦に元号を括弧書きして発行することとしたことが話題を呼んでいます。その他、大学関係では大分大学が本年5月1日より和暦・西暦の併記使用を原則とすることを、昨年11月に決定しています。

遡れば、日本学術会議は1950年（昭和25年）5月6日に、衆参両院議長及び内閣総理大臣に「元号廃止西暦採用についての申入れ」を行っております。これによれば、「年を算える方法は、もっとも簡単であり、明瞭であり、かつ世界共通であることが最善である。これらの点で、西暦はもっとも優れているといえる。それは何年前または何年後ということが一目してわかる上に、現在世界の文明国のほとんど全部において使用されている。」とされていますが、その後の「国際化」の進行、また、今回の新たな「元号」への移行により、年号表記の西暦使用への転換の必要性はさらに大きくなっていると言えましょう。

そもそもこのことは、「元号」等についての異なる見方・価値判断とは関係なく、単に実用上の合理性のみで判断すべき課題でありましょうし、「世界に羽ばたく山口大学」としても当然の措置であろうと思えますので、鋭意ご検討いただくよう申し入れる次第です。

# 新しい組合員の方を多数迎えました！周りの方にも声をかけましょう ～附属病院新採用者研修会(4/2)の昼休みに組合加入よびかけ～



4月2日(火)、看護師・医療技術職員等新採用者研修二日目の昼休みを利用した組合加入説明会を行いました。今回の新採用者研修の参加者は計127名。小串分会及び組合本部からの9名の他、山口県医労連からも中村書記長・楢山書記にご協力いただき、計11名が対応しました。前日に説明会開催案内チラシを配布し、当日は休憩時間になった後、説明資料配布、軽食配布等し、ほとんどすべての方が会場に残って話を聴いてくれました。

司会進行は福田委員長が行い、具体的な説明・加入呼びかけは労働法研究者でもある井川書記次長(経済学部)が担当し、「労働条件はどのようにして決まっているのか、それを守るために山口大学教職員組合がどのようなとりくみを行っているか」、また「一人で大学へ不満をぶつけても大学は動かないが、組合の主張を無視することはできない。組合が大きく強くなるほど大学は組合の話の本気で聴くようになる、ぜひ皆さんも組合へ加入を」等、パワーポイントを使用した丁寧な解説を加えながら加入を呼びかけました。その後、県医労連・中村書記長からも、共済制度の説明を兼ねて組合加入の必要性を伝えました。

その結果、今年も多くの方から加入申込書をいただくことができました。

## 加入説明会後に5名の方から追加で加入申し込みがありました！

さらに、説明会翌日にお一人、3日後にはお二人、さらに翌週にもお二人ということで、併せて5名の方から組合加入申込書が小串分会事務所に届けられるなど、説明を聴いていただいた方の反応は「上々」となっています。組合は今後も、ニュース等を通じて新たな加入の呼びかけを続ける予定です。また、新入組合員歓迎行事を行うなどしていく予定です。

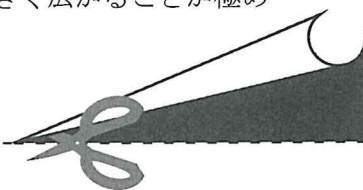


～新規にご加入いただきました皆さま、今後ともどうぞよろしくお願ひします～

## マネジメント改革のもと教員の方の組合加入が大きく広がることも重要です

教員についても、4月3日(水)に加入説明を行いました。政府・文科省が強行しようとしている新たな年俸制の全員適用をはじめとする「人事給与マネジメント改革」の山口大学での具体化が特に教員の皆さんの労働条件に大きく影響してくることからすれば、教員の皆さんの組合加入が大きく広がるのが極めて重要となっています。

-----キ-リ-ト-リ-----



## 組合加入申込書

年 月 日

お名前	職場
連絡先 (TEL)	e-mail